

令和6年度丸森町一般廃棄物処理実施計画

第1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、及び丸森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものである。

また、福島第一原子力発電所事故による放射性物質を含む廃棄物（薪風呂等から発生した焼却灰のうち放射性物質含有量が8,000ベクレル/kg以下のもの）については、関係機関と連携し適正に廃棄物の処理を行う。

第2 計画施行区域

丸森町内全域

第3 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

第4 一般廃棄物の排出量の見込み

1 ごみ

種 類	年間排出見込量	1日当り排出量
もやせるごみ	3,402 t	9,321kg
資源ごみ(紙・布類)	350 t	959kg
〃 (紙・布類以外)	340 t	932kg
もやせないごみ	168 t	461kg
粗大ごみ	48 t	132kg
合 計	4,308 t	11,805kg

2 し尿及び浄化槽汚泥

種 類	年間排出見込量	1日当り排出量
し 尿	2,175 k l	6.0k l
浄化槽汚泥	3,736 k l	10.2k l
合 計	5,911 k l	16.2k l

3 動物の死体

占有者が直接行なう動物死体の処理	94頭
道路等に遺棄された動物死体の処理	175頭
合 計	269頭

第5 処理計画

1 収集及び運搬

(1) 分別収集する一般廃棄物の区分及び種類

家庭系一般廃棄物のうち、下記に掲げる区分及び種類により、町が収集運搬する。

区分	ごみの種類	排出形態	収集方法
もやせるごみ	アルミ箔、生ごみ(水を切って)、貝殻、落ち葉、くつ類、防水加工服、ビニール系服、毛糸系服、毛布類、紙おむつ、カセットテープ等、ビニールホース等	指定袋(黄色)に入れ、他種類のごみを混入しない	ステーション方式
資源ごみ	びん類 ・無色透明のガラス製の容器(びん) ・茶色のガラス製の容器(びん) ・その他のガラス製の容器(びん)(農薬劇薬等の空きびんは除く)	指定袋(赤色)に3色の色別に分けて入れ、他種類のごみを混入しない	ステーション方式
	缶類 飲料水等の空き缶、缶詰の空き缶、アルミ製鍋類、スプレー缶(必ずガス抜きをする)等	指定袋(赤色)に入れ他種類のごみを混入しない	
	容器包装プラスチック 食品トレイ、発砲スチロール、買い物袋、歯みがき等のチューブ、プラスチック類等、プラマークがついているもの		
	その他プラスチック プランター、CD・DVD及びケース、洗面器等プラマークがないプラスチック製素材の日用品		
	ペットボトル 飲料水、酒、しょう油類等のペットボトル		
紙・布類 ・新聞紙(チラシを含む) ・段ボール ・紙パック(内側が白いものに限る) ・雑誌・本類(雑紙を含めてもよい) ・雑紙(ひもとじできないもの) ・衣類(防水加工服、ビニール系、毛糸類、皮革製品は除く)	ひも等で種類ごとに十字にしぼる ただし、雑紙は指定袋(赤色)又は紙袋に入れ、他種類のごみを混入しないで出すこともできる	ステーション方式及びストックヤード方式	
もやせないごみ	資源ごみとして回収できないガラス類、瀬戸物類、傘、ハンガー(金属製)、金属製のおもちゃ、一斗缶等、小型電気製品(ポット、ドライヤー等)、蛍光灯、アルミ以外の鍋類、ライター等	指定袋(黄色)に入れ、他種類のごみを混入しない	ステーション方式
その他	乾電池	各まちづくりセンター	ステーション方式
	水銀体温計	町役場	

(2) 収集運搬の方法

(1)で規定する家庭系一般廃棄物は、町が一般廃棄物処理業者と委託契約を締結し、廃棄物処理法等に基づき、集積所から指定の処理施設へ適正な方法で収集運搬する。

- ・委託業者 有限会社 エス・ジェイ・メンテナンス
所在地：角田市角田字野田前34-1 電話：0224-63-5126

(3) 収集区域及び回数

ア もやせるごみ

毎週指定曜日に収集する。ただし、12月31日から1月2日の期間は収集しない。

曜 日	収 集 区 域
月・木	丸森・筆甫・大張・耕野
火・金	金山・大内・小斎・館矢間

イ 容器包装プラスチック

毎週指定曜日に収集する。ただし、12月31日から1月3日までは収集しない。

曜 日	収 集 区 域
火	丸森
木	金山・大内・小斎
月	館矢間
金	筆甫・大張・耕野

ウ 資源ごみ（容器包装プラスチックを除く）・もやせないごみ

種類ごとに毎月1回曜日を指定し収集する。（紙類は月2回収集）なお、収集予定日が祝日休日の場合でも収集する。ただし、12月31日から1月3日までは収集しない。

区 域	缶 類	その他 プラスチック	ペットボトル	びん類	紙 類	もやせない ごみ
丸 森	第1金曜日	第4金曜日	第2金曜日	第3金曜日	第1・3水曜	第4水曜日
金 山	第3月曜日	第2月曜日	第4月曜日	第1月曜日	第2・4水曜	第1水曜日
筆 甫	第4火曜日	第3火曜日	第1火曜日	第2火曜日	第1・3水曜	第2水曜日
大 内	第3月曜日	第2月曜日	第4月曜日	第1月曜日	第2・4水曜	第1水曜日
小 斎	第3月曜日	第2月曜日	第4月曜日	第1月曜日	第2・4水曜	第1水曜日
館矢間	第2木曜日	第1木曜日	第3木曜日	第4木曜日	第2・4水曜	第3水曜日
大 張	第4火曜日	第3火曜日	第1火曜日	第2火曜日	第1・3水曜	第2水曜日
耕 野	第4火曜日	第3火曜日	第1火曜日	第2火曜日	第1・3水曜	第2水曜日

(4) 拠点回収する資源ごみ（ストックヤード）

紙資源については、ストックヤードを設置し拠点回収を行なう。

- ・ 設置場所：丸森町字鳥屋120 丸森町役場西玄関横（A T M側）
- ・ 開設日程：毎月第2・第4日曜日 午前9時30分～午前11時30分
- ・ 回収方法：(1)で定める分別並びに排出形態により排出者が直接持ち込む。

2 収集及び運搬をしない一般廃棄物の処理

(1) 粗大ごみ（有料）

区 分	粗 大 ご み の 種 類	処理施設	排出方法
もやせる粗大ごみ	畳、布団、カーペット類、木製家具、指定袋に入らないプラスチック類など ※金具などのもやせないごみははずすこと。	仙南クリーンセンター	指定された方法により、区分ごとに直接処理施設へ搬入(有料)、又は許可業者に依頼(有料)する。
もやせない粗大ごみ	木製以外の机・椅子などの金属家具、電気掃除機、扇風機、炊飯器などの家電製品(家電リサイクル法対象品を除く)、ストーブ、オルガン、自転車、タイヤなど	仙南リサイクルセンター	

(2) し尿・浄化槽汚泥（有料）

区 分	搬 入 施 設	処 理 方 法
し 尿	角田衛生センター	町が許可した一般廃棄物処理業者(し尿収集運搬)に直接依頼する。
浄化槽汚泥		町が許可した一般廃棄物処理業者(浄化槽汚泥収集運搬)に直接依頼する。

(3) 動物（犬・猫等のペット類）の死体（有料）

占有者が直接行う場合は、角田衛生センターに直接搬入し処理する。（平日のみ）

(4) 臨時・多量のごみ（家庭系ごみ）

災害や引越し等で一時的に多量のごみを排出する場合、ごみ収集車による収集及び運搬が困難な場合又はごみ収集車による収集及び運搬に支障を及ぼすような場合は、次に掲げる方法により処理する。

区 分	搬 入 施 設	処 理 方 法
もやせるごみ(粗大含む) 資源ごみ (その他のプラスチック)	仙南クリーンセンター	組合が定めた方法により予約し、直接搬入(有料)する。又は、町が許可した一般廃棄物処理業者に依頼(有料)する。
資源ごみ(紙・布類、その他のプラスチック以外)	仙南リサイクルセンター	
もやせないごみ(粗大含む)	仙南リサイクルセンター	
資源ごみ (紙・布類)	町が契約する紙問屋 又はストックヤード	紙資源については、直接搬入する場合は無料。

(5) 薪風呂等を使用した際に発生した焼却灰

現在、各家庭で保管している8,000ベクレル/kg以下の放射性物質を含む焼却灰について、町に直接持込む場合は、1袋単位で放射能測定を行い、どこで測定したか(測定元機関名)が記載されている分析結果表を添付する。町は仙南クリーンセンターに直接搬入し処理する(結果表と袋単位(検体)が同一のものと特定できるよう、結果表と袋に記号・番号等を入れる)。

また、各対象世帯への巡回測定の場合は、氏名、住所、世帯コード、測定結果等が記載されている結果表を添付し、収集運搬の委託業者が仙南クリーンセンターに直接搬入し処理する(結果表と袋単位(検体)が同一のものと特定できるよう、袋に世帯コード及び袋単位を記載したタグを取り付ける)。

搬入時の袋のサイズ、素材等の指定はないが、搬入日、搬入量は、仙南クリーンセンターの指示に従う(他の搬入物との調整が必要となるので確認し、1日1回約0.5～1トンを基本とする)。

(6) 事業活動に伴って生じるごみ(産業廃棄物を除く事業系一般廃棄物)

事業系一般廃棄物については、組合が定めた方法により、事業者自らの責任で適正に処理しなければならない。

事業者が自ら直接施設に搬入する場合は、多量ごみの区分により分別し、当該施設に連絡のうえ搬入する。

ただし、自ら適正に処理できない場合においては、一般廃棄物処理業許可業者に委託する等適正に処理させるものとする。

いずれの場合にあっても、事業者は町が定める分別・処理方法を遵守し、ごみの減量化並びに資源の有効活用に努めるものとする。

(7) 不法投棄ごみ

角田警察署と協議のうえ、土地等の管理者がそれぞれの処理施設へ搬入し処理する。

3 排出者において適正に処理する一般廃棄物

(集積所や仙南広域廃棄物処理施設へ排出できない一般廃棄物)

(1) 家電リサイクル法対象4品目(有料)

特定家庭用機器再商品化法(平成12年法律第88号)に定められている廃棄物については、法令に基づき次の方法により処理する。

品 目	処 理 方 法
・エアコン ・テレビ ・冷蔵庫 (冷凍庫) ・洗濯機 (衣類乾燥機)	1 購入した販売店又は買い替えする販売店に回収を依頼する 2 町が許可した一般廃棄物処理業者に回収を依頼し、指定引取り場所へ搬入する 3 家電リサイクル法に基づき所定の手続きをした後に指定引取り場所へ直接持込む

指定引取場所

- 1 株式会社安藤仁七商店（柴田町大字船岡字鍋倉1-9）電話：0224-54-1517
- 2 ロジスティード北日本株式会社 仙台営業所（DC）
（岩沼市空港南2丁目3-2） 電話：0223-25-5441

(2) 家庭用廃パーソナルコンピュータ

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、製造者が行なう自主回収及び再資源化の方法により回収・再資源化を行なう。なお、製造者及び再資源化義務者が存在しないパソコン（自作パソコン、輸入パソコン、倒産などで製造者が存在しなくなったパソコン等）については、一般社団法人パソコン3R推進協会により回収及び再資源化（有料）を行なう。また、ブラウン管を含まないパソコンについては、使用済小型電子機器回収の対象品目として無償での回収を行う。

※注：平成15年10月以前に販売されたものについては有料となる。それ以降に販売されPCリサイクルマークの貼付があるものについては、販売価格に処理料金が加算されているので無償となる。

(3) 排出禁止物

丸森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条に規定する排出禁止物については次のとおりとする。

区 分	内 容	適 用 品 目 例
感染性のあるもの	医療機関等から排出される感染性一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・血液等が付着したガーゼ、包帯、脱脂綿等 ・手術等に伴って発生する病理廃棄物(臓器, 組織等) 等
	処分方法	排出者の責任により専門業者に処理を依頼、又は処理施設に搬入する。
有害性のあるもの	硫酸、塩酸、農薬その他有害性・毒性の強い物質を含むもの	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和48年以前に製造された電子レンジ、冷暖房機等のPCB使用部品が使用されている家電製品 ・農薬、劇薬、その他毒性物質が混入されているもの ・バッテリー 等
	処分方法	購入先、販売店、専門業者等に処理を依頼する。

危険性、引火性のあるもの	火薬、発煙物等の爆発性のあるものや引火性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類 ・ガスボンベ(プロパン、アセチレン、酸素、水素等) ・石油類(ガソリン、灯油、軽油、エンジンオイル等) ・塗料、溶剤等 ・使い切っていないスプレー缶、使い捨てライター等
	処分方法	購入先、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
動物の死体及び甚だしい悪臭のあるもの	動物の死体等	<ul style="list-style-type: none"> ・犬、猫等のペットの死体 ・家畜等の死体 ・その他悪臭等を発生する液体や物質等
	処分方法	専門業者等に処理を依頼する。
その他適正処理が困難なもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定に基づく処理困難廃棄物並びに産業廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> ・タイヤ(乗用車、オートバイ、自転車以外のもの) ・自動車、オートバイ等(50cc以上のもので部品を含む) ・建築廃材 ・消火器 ・ピアノ ・農業機械類等
	処分方法	購入先、販売店、専門業者等に処理を依頼する。

第6 一般廃棄物処理施設

1 中間処理施設

施設名	処理区分	所在地
仙南クリーンセンター	もやせるごみ、資源ごみ(その他のプラスチック)焼却	角田市毛萱字西ノ入43-11 電話 0224-65-3000
角田衛生センター	し尿・浄化槽汚泥処理	角田市枝野字北大坊90 電話 0224-63-2140
仙南リサイクルセンター	資源(紙・布類、その他のプラスチックを除く)・もやせないごみ・粗大ごみ中間処理	蔵王町大字平沢字新並124-104 電話 0224-33-2225
(株)こんの仙南営業所	紙・布類資源中間処理	大河原町金ヶ瀬字中川原75-1 電話 0224-51-3350

2 埋立処理施設

施設名	処理区分	所在地
仙南最終処分場	仙南クリーンセンター焼却残渣物(焼却灰)	白石市鷹巣字黒岩下7-1

3 犬・猫等死体処理施設

施設名	処理区分	所在地
角田衛生センター	焼却処理	角田市枝野字北大坊90 電話 0224-63-2140

4 許可業者の一般廃棄物処理施設

処理区分	事業者名及び所在地	廃棄物の種類	計画処理量
中間処理 [破碎]	守屋木材株式会社丸森工場 伊具郡丸森町字城東150番地 電話0224-72-1401	事業系木質 一般廃棄物 (木くず、剪定枝等) 町内排出物に限る	年間240 t [20 t / 月]
	許可年月	令和5年3月※	
	終末処理等	木質チップ及びおが粉に加工し全量を資源化する。	

※許可年月とあるのは許可期間の始期である。

第7 一般廃棄物処理業許可方針及び許可業者

一般廃棄物処理業の許可については、別紙一般廃棄物処理業許可方針（令和4年10月12日一部改正）によるものとする。

町が許可している一般廃棄物処理業許可業者は、別紙一覧（令和6年3月現在）のとおり。

第8 一般廃棄物の排出抑制対策

1 マイバック持参運動及び過剰包装自粛運動の推進

町民や事業者のごみ減量に対する意識の高揚のため、町民団体や事業者団体と協力連携して、マイバック持参運動及び過剰包装自粛運動を推進する。

2 町内一斉清掃事業

区長会・衛生組合等と協力し、町民総ぐるみで空き缶・空き瓶等不法投棄ごみの一掃に努めるとともに、環境美化意識の高揚を図りながら回収ごみの資源化に資する。

3 環境教育事業

小学生を対象に環境問題やごみ問題についての学習を、関係課等と連携しながら、体験型を中心とした内容で実施し、環境に対する意識の醸成及び活動の推進を図る。

さらに、学校教育や住民の学習活動に際して、情報提供や講師派遣等を積極的に行い、環境学習活動を支援する。

また、各種団体等の要望によるごみの減量化・資源化及び再生利用に対する意識高揚のため、廃棄物処理施設等の見学会を実施する。

4 ごみ減量化及び資源化促進のための学習会への講師派遣事業

公衆衛生組合をはじめ各種団体と連携して、ごみの減量化及び資源化促進のための学習会を随時開催し講師を派遣する。

5 ストックヤード(資源ごみ専用集積所)設置事業

資源ごみの効率的な回収と、町民の資源ごみ排出に係る利便性の向上を図るためストックヤードを設置し、紙資源を回収するとともに有効利用を促進する。

6 ごみの分別講習会実施事業

ごみの分別徹底による可燃ごみの減量化と再資源化を促進するため、一般の町民に向けた分別に関する講習会と処理施設の見学会を開催する。

7 使用済小型電子機器等再資源化事業

平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行された。ごみの減量及び資源の有効活用を図るため、小型電子機器に含まれる鉄、銅、金、希少金属（レアメタル等）のリサイクルを目的として、小型電子機器のボックス回収やイベント回収を実施する。